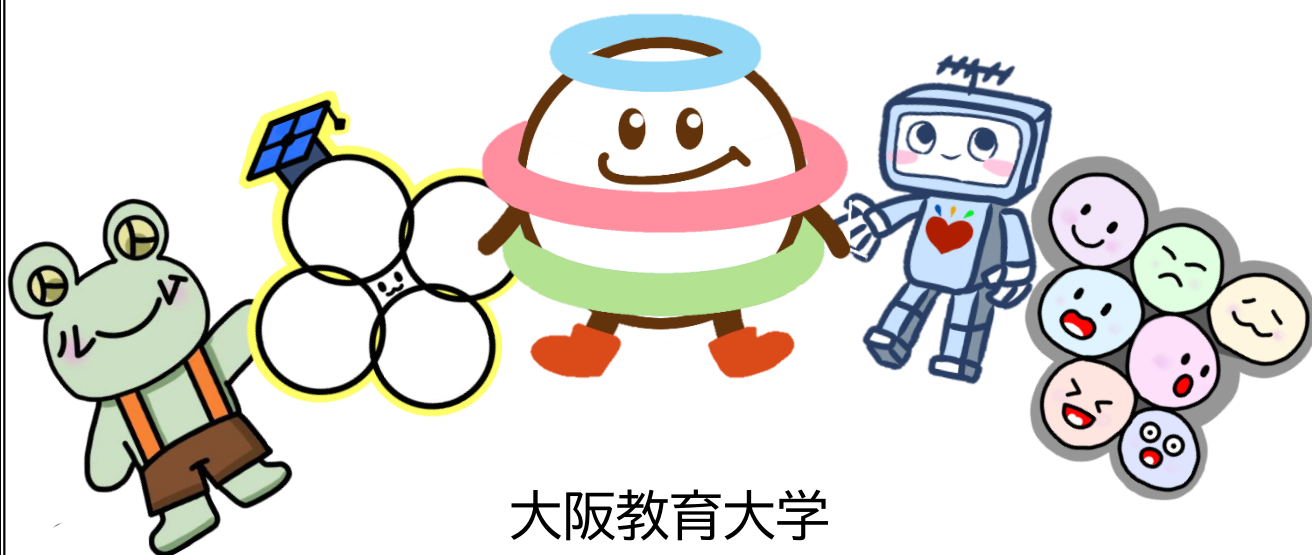


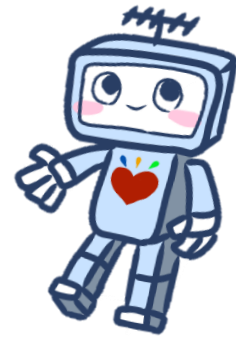
教職員のための 障がい学生サポートハンドブック

2025 年 4 月

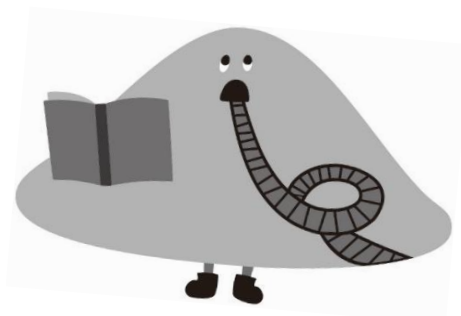


大阪教育大学
障がい学生修学支援ルーム

目 次



1. はじめに		1
2. 視覚障がい		4
3. 聴覚障がい		6
4. 肢体不自由		8
5. 病弱・虚弱		10
6. 発達障がい		12
自閉スペクトラム症(ASD)...		13
注意欠如多動症(ADHD)....		14
限局性学習症(SLD)		15
7. 精神障がい		16



1. はじめに

(1) 障がいのある学生への合理的配慮について

2016 年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」により、行政機関等（国立大学法人を含む）は、障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられています。

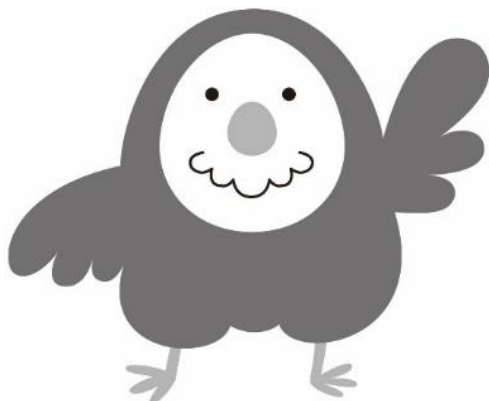
本学では、「国立大学法人大阪教育大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する基本的な考え方をまとめています。「合理的配慮」とは「必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とし、「過重な負担」とは、「単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断されるのではなく、個々の事案ごとに、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するもの」とされています。

(2) 障がい学生の理解について

障がいのある学生は、障がいの種類やその程度により個人差が大きく、一人一人に様々なニーズがあります。このため、各授業でどのような配慮が必要となるかについては、一度授業を受講した上で、コーディネーターとの面談等の中で明らかになることもあります。必要な配慮が、当初の配慮依頼文の内容と変更が生じる可能性があることを十分にご理解ください。

(3) 障がいのある学生の受講に関する情報提供について

障がいのある学生に対する修学支援は、障がいのある学生本人からの申し出に基づき実施されるため、すべての障がいのある学生の受講情報をお伝えできるわけではありません。また、履修登録時期の都合上、授業開始前までに、障がいのある学生の受講情報をお伝えすることができない場合があります。事前の連絡なしに、障がいのある学生が授業を受講する場合も、可能な範囲での配慮をお願いします。



(4) 本学の障がい学生修学支援ルームについて

本学では、2012年より障がい学生修学支援ルームとして、障がいのある学生の修学相談・支援を行っております。合理的配慮や過重な負担について、どのように考えるべきか判断が難しい場合には、障がい学生修学支援ルームにご相談ください。

本学では、学内の講義や行事等において、学生本人による意思表示と障がいに基づいて、合理的配慮の提供を実施します。

大学における合理的配慮は、学生本人の申請により、検討・実施されます。学生本人を先回りする形で家族や周囲の人が支援を要請することがまれにみられます。本人が望んでいないにもかかわらず家族や周囲の人によって支援要請や障がいの開示をおこなうことは、関係性や予後の悪化につながる恐れがあり、そのようなトラブルを防ぐためです。家族などからの問い合わせの際は、学生本人から支援ルームに相談の申し込みをするようにご案内ください。大学は、学生本人の意思を尊重した合理的配慮を提供する立場であることをご理解ください。

【お問い合わせ先】

障がい学生修学支援ルーム

Mail: sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp (柏原・天王寺共通)

HP: <http://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/gakusei/sienroom/index.html>



教職員向けコンサルテーション相談申し込みフォーム

申し込みされた教職員には、センターの担当者が追ってご連絡し、今後の相談（場所、日時等）について調整させていただきます。もちろん、柏原・天王寺キャンパスへのお問い合わせもお待ちしています。



○柏原キャンパス(C6 棟2階)

開室時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

tel / fax:072-978-3479

C6 棟 2 階



○天王寺キャンパス(中央館204)

開室時間:13:00～21:30(土・日・祝日を除く)

tel:06-6775-6657

(担当者不在のことがありますので、ご了承ください。)

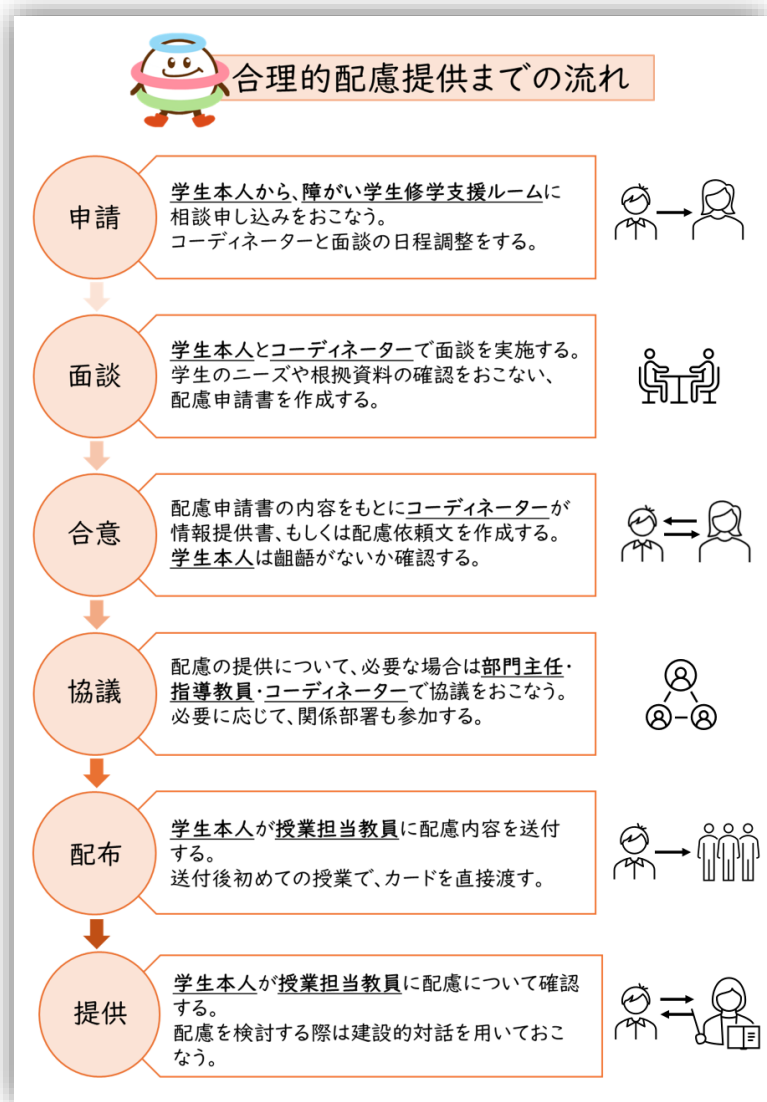
中央館204



(5) 申し込みから合理的配慮提供までの流れ

合理的配慮提供までの標準的な流れです。

※以下の図は R6 年度の手順です。配布方法は若干変更される場合があります。



合理的配慮の内容決定後、配慮依頼文書または情報提供書は基本的に学生本人より、科目担当教員に提出させていただきます（メールにて電子媒体（パスワード付き PDF ファイル）または紙媒体）

(6) 参考資料

「国立大学法人大阪教育大学における障がいを理由とする
差別の解消の推進に関する教職員対応要領」

<http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/670.html>



2. 視覚障がい

(1) 概要

「視覚障がい」とは、視力、視野、眼球運動等の視機能に障がいがあり、なおかつ眼鏡やコンタクトレンズ等を使っても十分な視覚が得られない場合をさす障がいと言えます。視覚障がいは見え方の程度によって「ロービジョン」（かなり見えにくい）と「盲」（見えない）に分けられます。

「ロービジョン」の学生には「ピントが合わない」「視野が欠けている」「暗くなると見えにくくなる」など様々な見えにくさがあります。そのため、学生が視覚をどれだけ使えるのかという機能的視覚評価が必要になります。

「盲」の学生の多くは点字を使っています。そのため盲の学生に書類などを事前に送る場合、これまでは書類を出す側による点字翻訳が必要でした。しかし、近年、盲の学生あてにメールやメッセージで書類等を送信すると、利用しているモバイル機器やパソコンの点字ディスプレイにそれが出力され、学生は読むことができます場合があります。盲の学生と普通文字でやりとりできるかを確認しておきましょう。

(2) 困難さの例

教科書の文字や図表が見にくい場合には、ICT 機器を使ったり、拡大鏡を使ったりします。写真、図、地図については口頭での説明を加えています。読み書きには点字を使う場合があります。

昼間は視覚が使えるが暗くなると急に見えにくくなる学生は、下校が遅くなるときには白杖を使います。

- 地図、案内図、看板、掲示板等から情報を得ることが難しい。
- 試験問題、教科書、配付資料、板書、スライド、映像等から情報を得ることが難しい。
- 通路の障害物、自転車、通行人等の状況からの危険察知が難しい。
- 講義室内の空席、場の雰囲気、他の学生の様子などの状況把握が難しい。
- 相手の表情、うなずき、指差し、指示語などの非言語的コミュニケーションが難しい。
- メール、インターネット、装飾文字（絵文字、顔文字）等の文字ベースの交流が難しい。



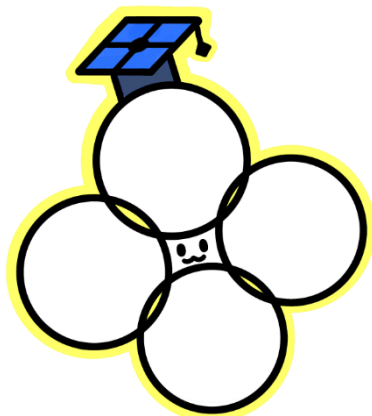
(3) 合理的配慮の例

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
■点字出題・点字解答 ■テキストデータでの問題作成・出題 ■拡大の問題冊子作成・解答用紙の拡大 ■座席位置の指定 ■時間延長 等	■視覚補助具・タブレット端末・PC 等の持込許可 ■資料のデータでの配付 ■拡大資料の準備 ■座席位置の配慮 ■板書の撮影許可 等	■図書館と連携し資料のテキストデータの提供 ■休講や教室変更等、重要な情報の伝達（直接本人に伝える）等

(4) ご協力いただきたいこと

- 指示語「あれ、それ、ここ等」を使わず、具体的に伝えてください。
- 授業の際、板書をしながら板書している内容を読み上げてください。
- スライドの内容は、具体的な言葉で説明してください。
- Word や PDF、紙媒体では情報を受け取れません。Word や Excel であっても、図表を読み取ることは困難です。配布資料は、テキストデータで提供してください。また、テキストデータの変換はガルーンにてマニュアルを配布しているほか、支援ルームでも行っております。以下のフォームからお申し込みください。
- 少人数で行う授業の場合、その場に誰がいるかを確認するため、全員が最初に名乗り、話す際、話者は自分の名前を名乗ってから話を始めるよう運営してください。
- 教科書の情報や使う順番を早めに情報提供してください。
※点訳、拡大等には時間が必要です。
- 重要な情報（休講や教室変更等）は、事前にメール等で本人に直接伝えてください。
- 講義室内の通路に、移動の妨げとなる鞆などを置かないように指示してください。



テキストデータ変換の依頼はこちらから！



3. 聴覚障がい

(1) 概要

「聴覚障がい」は音を聞き伝える経路に何らかの障がいがあって話し言葉や周囲の音が聞こえなかったり聞こえにくくなったりする状態です。障がいの種類や程度は様々で、多様な聞こえ方、聞こえにくさがあり、そのことにより困難の状況も異なってきます。

(2) 困難さの例

音が聞こえないということは、音声による情報を知ることができないということです。そのため多くの人が共有している情報をどのように補うのかを常に考え配慮する必要があります。また、音が聞こえないということ以外にも様々な困難さがあることの理解が必要です。

- 教員や学生が話している内容が把握できなかったり、聞き間違いや聞き取れないことが生じたりする。
- 試験や課題、予定変更など音声で伝えられる連絡事項等が理解できず、対応が取れない。
- ゼミ、グループディスカッション等の集団での会話は、発言者の特定や内容の聞き取りが難しく、議論の参加・発言に困難が生じることが多い。
- 場面や話し方等によって、聞こえやすいときと聞こえにくいときがあるため、障がいの状態が周囲に理解されにくく、また、本人もどのように伝えてよいかわからないことがある。
- ちょっとした情報が耳に入らず、自分でもその状況に気付けないことがあるため、「分かったつもり」で行動してしまったり、状況によっては「雰囲気かわからない」などと誤解されたりすることがある。
- 非常ベル、緊急時の学内放送等が聞こえない等、緊急時に情報バリアが生じる。
- コミュニケーションの不自由さ、経験不足、それを補うための教育支援の不足から、周囲に自分の状況を伝える、関係性を築くことに苦手意識を抱く場合もある。
- 多くの情報の中から要点をつかみ理解することが難しい場合には、網羅的な学習になることがある。

(3) 合理的配慮の例

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【その他】	【試験】	【授業】
■ 筆談ボードの設置 ■ 学外実習、インターシップ^o等に向けた特別指導 ■ 緊急時連絡体制の確保等	■ 注意事項の板書・文書による伝達 ■ 情報保障者の配置（PCテイク、手話通訳等） ■ リスニング等、聴覚を用いる試験の代替措置 ■ 座席位置の配慮等	■ 情報保障者の配置（PCテイク、手話通訳等） ■ 資料の事前配付 ■ 座席位置の配慮 ■ 視聴覚教材への文字起こし・字幕挿入等

(4) ご協力いただきたいこと

授業中の情報保障は、主にパソコンテイクにより行います。

- 情報保障をとおして話の内容が伝わるように、ゆっくりと丁寧に、大きな声ではっきりと話してください。
- 遠隔支援を行う際には、情報保障用のマイクの使用にご協力ください。
- 指示語「あれ、それ、ここ等」を使わず、具体的に伝えてください。
「(図表の)どの部分」, 「(資料の)何ページ, 何行」等
※先生がお話されてから、PCテイクでの情報保障をとおして学生が情報を受け取るまでにタイムラグが生じます。そのため、「ここ」「そこ」等の指示語を使用した説明では理解が難しくなります。
- 字幕の無いビデオや DVD を使用するときは、3週間前までに、右のフォームからご依頼ください。字幕の無いビデオや DVD を授業中に PC テイクすることは非常に困難なため、授業に間に合うよう字幕挿入や文字起こしを行います。
- スライド等を使用される場合は、印刷物をご用意ください。障がいのある学生は、手元のタブレット(PC)で情報保障の内容を確認します。スライド等スクリーンに映し出された資料を確認する間、手元のタブレットで情報保障の内容を確認することが難しくなります。
- 集団での討議場面では、情報保障の伝達速度に気を配りながら、一人ずつ手を挙げ、名前を言ってから発言するように運営してください。
- 授業資料はできるだけ事前に配付し、本人が事前に内容を把握できるようにしてください。
- 本人の聞こえや環境によって、必要な支援や情報保障方法は異なりますので、支援方法は聴覚障がいがある学生本人に確認してください。
(サポート学生には確認しないでください)



(5) サポート学生について(留意点とお願い)

聴覚障がいや視覚障がいのある学生への情報保障等の支援活動は、一定の研修を修了した学生(サポート学生)が行います。サポート学生は、障がいのある学生の修学支援のために授業に同席していますので、以下の点にご配慮をお願いします。

- サポート学生は受講生ではありませんので、ペアワーク等を行う際に障がいのある学生とペアになるといったことはできません。
- 支援のための座席確保について、適宜ご協力をお願いすることがあります。
- 授業についての相談や配慮内容の確認は、障がいのある学生本人に確認してください。
- 授業で配付する資料がある場合は、サポート学生にも提供してください。

4. 肢体不自由

(1) 概要

肢体とは「四肢」と「体幹」を表します。「四肢」は上肢（手と腕）と下肢（足と脚）,「体幹」は胴体を意味します。「肢体不自由」とは四肢・体幹が病気や怪我等で正常な機能が損なわれ,長期的に日常生活において不自由や困難が生じている状態です。障がいの部位や程度によって個人差があります。

具体的には,障がいのあり方によって次のように分けられます。

- 手や腕,足や脚が短かったり,なかったりする。
- 筋肉に力が入らなかったり,力の調整ができなかったりする。
- 自分の意思とは関係なく筋肉に力が入ったり抜けたりする。
- 手足の動きを上手に調節することができず,歩いたり立ったりすることが困難になる。

(2) 困難さの例

多くの人が当たり前のように行っている行動でも,個々の障がいのあり方によって難しい場合があります。移動等に関するハード面のことだけでなく,それぞれの施設・設備の運用など,ソフト面においても困難さがあります。また,発話等のコミュニケーションに困難がある方や体温調節が困難な方もいます。

- 持つ,食べる,操作する,ドアの開閉等の操作上の困難(主に上肢障がい)
- 段差,斜面,地面の凹凸等の物理的バリアの存在,重たいドアや上下階への移動手段が階段のみといったバリアフリーの未整備等による移動の困難(主に下肢障がい)
- 体温調節,呼吸管理,摂食,嚥下,喀痰等の体調・健康管理上の困難(全身性障がい)



(3) 合理的配慮の例

障がいのある部位や程度によって、支援方法は様々です。学生本人のニーズを聞くだけでなく、どのような環境であるかを十分に説明し、場合によっては支援方法を提案することも必要です。また、物理的環境を整えた後も、定期的なメンテナンスや必要に応じた見直し等、継続的に支援を検討することが必要です。

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
■ アクセスしやすい教室の割当 ■ 拡大解答用紙 ■ 時間延長 ■ 筆記以外(PC 等)の解答の許可 等	■ アクセスしやすい教室の割当 ■ 車椅子利用に適した机の用意 ■ ノートの代筆を認める ■ 実験等での TA の配置 等	■ 必要に応じて物理的環境の整備 等

(4) ご協力いただきたいこと

- 移動に時間がかかる, 服薬, 排泄等の都合により, 遅刻せざるを得ないことがあります。あらかじめ本人と相談し, 必要な場合は遅刻を認めるようご配慮ください。
- 十分に筆記できないときがあります。本人と相談し, ノートの代筆, 録音, 板書の写真撮影等を認めてください。
- グループ実験に際して本人が操作できない場合, グループでの役割分担に配慮してください。
※この場合, 実験の目的, 操作手順, 結果の理解と考察等を十分に理解させることにより, 実験学習における本質的な達成を評価できる場合があります。
また, 器具や設備を工夫して, 操作しやすくすることもできるほか, TAを配置して, 実験参加を援助することもできます。

5. 病弱・虚弱

(1) 概要

「病弱・虚弱」とは、慢性的な呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、神経疾患や悪性新生物、アレルギー疾患、その他政令で定める疾患及び身体虚弱の状態が長期間にわたる、または長期間にわたる見込みのもので、医療や生活規制が必要となるものです。

(2) 困難さの例

個性性が高いため一概には言えませんが、抵抗力の低下などにより、風邪等の感染症にかかりやすい場合があります。また、身体への負担の軽減や病状の安定のためには、学校生活や社会生活をおくる上で、活動が制限される場合もあります。本人が申告しない限り、健康な学生と区別がつかないことも多く、長期欠席等により周囲が気づき把握されることもあります。“困難さがわかりにくいこと”が困難さの一つであるといえるでしょう。

- 体調不良や病院受診、発作等で定期的に授業に出席することが難しい場合がある。
- 筆記、コンピュータの操作、実験の手技などに制約が生じることがある。
- 運動制限のため実技によって参加できないこともある。
- 感染症リスクや体調不良、発作等への不安がある。
- 薬の副作用により身体的・精神的な問題が生じることがある。
- 周囲から理解されにくく、様々な誤解を受けることがある。

(3) 合理的配慮の例

病院受診や体調不良等で授業に出席できない、また、授業中も急に具合が悪くなり退席しなければならないこともあるかもしれません。主治医等の診断書等に基づき、配慮や支援を検討する必要があります。場合により緊急時の対応方法を情報として共有しておくことも大切です。

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
■試験が受けられない場合の代替措置（代替日の設定等） ■時間延長、休息時間の確保 等	■支援機器使用の許可 ■体調不良による中途退室の許可 ■メール等での講義資料配信や課題レポート提出の許可 ■出席に代わる課題レポート等の代替案の提案 等	■移動の時間を遅刻としない配慮 ■校内での急激な体調変化や発作等への対応に関する相談窓口の提供及び必要な情報の共有 等

(4) ご協力いただきたいこと

- 病気の学生は、自身が支援の対象であることを十分に認識していない場合があるため、困っていることや必要な配慮について、学内の相談窓口等に積極的に相談してもよいことを伝えることで、心身の過剰な負担が軽減されることがあります。
- 発表資料の作成や試験の準備の際には、余裕を持って早めに準備を始めるよう指導することで、身体への負担を和らげることができます。レポート課題などは、早めにテーマを提示することも取り組む時間を分散させやすく、負担軽減につながることもあります。
- 病気を有していることは周囲からは分かりにくく、本人も公言したが多いためです。教職員に加え、限定した範囲の友人だけでも病気のことが伝わっていると、体調悪化時に早めに相談・依頼をしたり、回復後の学生生活での理解・協力が得やすくなります。
- 就労後に体調を維持しながら働くためにも、学生時代から病気に関する説明をしたり、必要な配慮について申し出られるように指導してください。
- 学生生活では、生活リズムが不規則になりやすかったり、一人暮らしを始めることで、家族が行っていた病気の管理が本人に任されるケースも増えるため、自己管理の重要性について再確認を行ってください。

6. 発達障がい

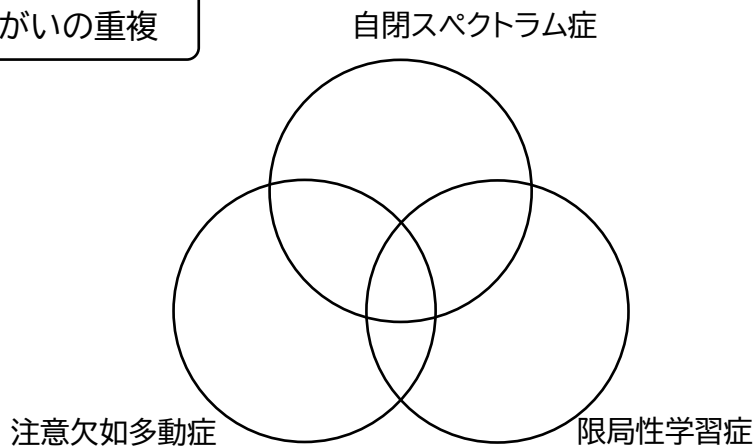
「発達障がい」とは、何らかの要因による生まれつきの中枢神経系の障がいのため、認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の偏りを生じ、現実生活に困難をきたす障がいを言います。

身体障がいと異なり、障がいが可視化できず、障がいの有無は周囲だけでなく、本人や家族も気づきにくいという特徴があります。また、どこまでが本人の個性（性格）や能力の問題で、どこからが障がいに起因する困難さであるのか境界が曖昧で区別がつきにくいいため、どの程度の範囲でどの方法の支援を行えばよいのか判断が難しい場合があります。

発達障がいには後述する自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症がありますが、これらの障がいは同じ診断名の障がいであったとしても、個人差が大きく、また複数の発達障がいも重複することもあります。また、これらの特性と環境との相互作用の中で二次障がいとして精神障がいを併発することも多く、障がいのあり方や支援、必要とされる配慮はそれぞれ異なります。

以下では、主な障がいの典型例と指導上の工夫について紹介します。

発達障がいの重複



自閉スペクトラム症(Autism Spectrum Disorder:ASD)

(1) ASDの概要

自閉スペクトラム症(ASD)は対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障がいです。以前は、自閉症、アスペルガー障がい、広汎性発達障がいと呼ばれていました。対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ等から、授業・研究室活動・サークル活動等の多くの場面でトラブルを起こしてしまう場合も少なくありません。また、また、感覚過敏と呼ばれる特性がある場合も多く、騒がしい場面ではしんどくなってしまうたり(聴覚)、特定の匂いがあると気分が悪くなってしまうたりする(嗅覚)こともあります。さらに、他の発達障がいや二次障がいとしての精神疾患を併せ有する学生もいます。

(2) 修学における困難さの例

- 言われたことを正確に理解できず、指示どおり行動できない、指示と異なる行動をすることもある。
- 会話の細部にこだわり、本質から外れたやりとりをする。
- 対人関係を構築できず(構築せずに)に、同級生の集団から孤立する。
- 休講や教室変更等予定外の出来事に対して、スムーズに行動を切り替えられない。
- 表情や感情等の読み取りが難しく、場にそぐわない発言や周囲の気分を害する言動をすることもある。
- 緊張や不安が高まった場合に、感情をコントロールできずに、急に退室をしてしまうこともある。

(3) 指導上の工夫

- 説明や会話をする際に、本人が使っている言葉や表現方法を用いるとやりとりがスムーズになる可能性があります。
- 会話において、伝わりにくさを感じる場合、主語述語等を省略せずに、5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使います。
- 他者の表情や感情を読み取りにくいので、教職員は思っていることや感じていることを、本人に明確に言葉に出して伝える方が理解を促せる場合もあります。
- 重要な事柄については、本人に個別に伝えます。
- 「言われていなくても理解しておくべきこと」等のいわゆる暗黙のルールやマナーを言葉や文字で明確に伝えることで、状況の理解がしやすくなる場合があります。
- 学生同士でグループを組んで行なう活動については、本人の意向を確認した上で、部分的な参加や指導者が仲介する形での参加を認めると、徐々に参加できるようになる場合があります。
- 興味や関心のあることに関しては、他の学生と比べて優れた能力を発揮することも多くあるため、本人の興味・関心に即した取り組み方を許容することも重要です。
- スケジュールを自らうまく立てられなかったりすることもあるので、課題の提示は期日に余裕をもって伝え、計画的に取り組むように指導することも重要です。

注意欠如多動症(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD)

(1) ADHDの概要

注意欠如多動症(ADHD)は不注意と多動・衝動性といった2つの主症状からなる発達障がいです。日常生活においては、忘れ物が多かったり、スケジュール管理をするのが難しく、レポートを期日までに提出するのが難しいというような場合があります。また、ASDやSLD、二次障がいとしての精神疾患等、複数の特徴や症状を併せ有する場合もあります。

(2) 修学における困難さの例

- 不注意なミスが多いことがある。本人も気を付けなければならないことはわかっているが、注意を受けても、自分一人で修正できないことが多くみられる。
- 提出すべき書類等、大事なものを頻繁に忘れたり、紛失したりしてしまう。
- 特にオンラインが中心になると、情報の取捨選択が難しく、重要な情報を落としてしまう。
- 整理整頓が難しく、周囲からだらしない学生と誤解を受けることがある。
- 時間の感覚を持ちづらく、見通しが甘くなりがちであったり、時間管理がうまくできなかったりするため、遅刻したり、約束の時間に間に合わないことがある。
- 取組むべき課題等を先延ばしにしまい、締め切りに間に合わないことや、不完全なまま提出してしまうことがある。
- やる気や集中力が続かない、すぐに飽きて根気よく続けることが難しいことがある。
- 複数の課題がある場合、重要度や進捗状況に合わせ優先順位を付けて実行することが難しいことがある。また、結果的に全ての作業が中途半端になることがある。
- ディスカッションで、しゃべりすぎる、人の話を遮る、余計な一言を言うことがある一方、伝えたいことを整理して伝えることが難しいことがある。
- どうすればよいかを十分に理解していても、思いどおりに行動できず同じ失敗を繰り返すため、注意・叱責される経験が多くなりがちで、自己効力感が低い学生が多く見られる。

(3) 指導上の工夫

- ADHDに起因した失敗は、本人を叱責しても改善しにくいいため、できたところまでを評価する方が、お互いよりよい関係性を長く保つことができます。
- 重要なことを伝える際には、学生の注意がこちらに向いていることを確認してから伝えると本人が聞いていなかったということを防ぐことができます。
- 指示は1回に1つずつ伝えるなど、明確で簡潔な方が伝わりやすいことが多いです。
- スケジュールを自らうまく立てられなかったりすることもあるので、課題の提示は期日に余裕をもって伝え、計画的に取り組むように指導することも重要です。
- 卒業論文等、長期間にわたる取組が必要になる場合は、タスクを細かく区切り、少しずつ進めていけるよう定期的に進捗状況を報告する機会を設けると、何もできなかったという結果になりにくく、取組みへの動機づけとなる場合があります。
- 複数のやるべきことがある場合は、先に手順を整理し、優先順位を確認しておく、うまくいく可能性が高まります。

限局性学習症(Specific Learning Disorder : SLD)

(1) SLDの概要

全般的な知的発達に遅れはないが、認知能力に弱さがあり、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

例えば、同級生に比べて、読むのが遅い、漢字や英語のつづりで読み誤りや書き誤り(タイピングも含む)が多い、ノートをとるのに時間がかかってしまう、計算間違いが多い、数量がわかりにくい等が生じます。

(2) 修学における困難さの例

- 本人や周囲が、困難さの原因が SLD ではなく努力不足であるという認識をしてしまい、自己肯定感が低い学生が多くみられる。
- 全般的な知能発達に遅れがないため、困難さを認識しにくく、支援につながりにくい。

○ 読む・書く

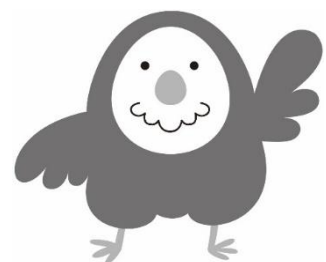
- 文字は読めても文章として読むことが難しい。
- 読むことや書くことに時間と集中が必要となり、負担が大きく内容の把握まで至らない。
- 人によっては、「ひらがなのみ」「カタカナのみ」「漢字のみ」「英単語のみ」のそれぞれに対して読み書きの困難さが生じることがある。

○ 計算・推論する

- 数字や計算記号も認識・記憶しにくく、一桁＋一桁程度の計算が暗算できない。
- 音声での数字が文字記号の数字と結びつかず、勘違いをしてしまう。
- 数量の概念が薄く、量の比較や数の大小がわからないことがある。

(3) 指導上の工夫

- 困難さに応じた ICT 支援機器等の活用によって、学生本人の負担感が軽減されます。
- 配布資料はデジタル資料として用意いただくと、学生自身で工夫が行いやすくなります。
- 使用フォントには「UD フォント」を使用し、サイズや行間に配慮いただくと読みやすくなることがあります。
- 筆記ではなく、PC やメール等での課題提出を認めていただくと負担感が軽減されます。
- 重要な数字やページ数などは、板書等で示していただくと見返して確認が行えます。
- 支援機器等の活用に抵抗感が現れることがありますが、それまでの努力を認めた上で、負担を減らせるよう提案を行うと受け入れやすくなります。



7. 精神障がい

(1) 概要

「障がい」は、原因に関わらずなんらかの機能が制限された状態を指しますが、精神疾患は身体疾患と異なり、病因や病態、症状や予後などに個別性が高いため、「精神障がい」という表現も多く用いられます。ここでは何らかの精神的な機能に障がいがあり、環境との相互作用によって日常生活や社会生活に支障をきたす状態全般を「精神障がい」としています。青年期は一部精神障がいの好発期でもあり、症状や状態によっては修学上の支援が必要となる場合があります。分類法もいくつもあり、障がいの数も多く、また、先にも述べたように一つの障がいのなかでも、その状態像は個別性が高いため、専門的かつ丁寧なアセスメントが重要です。修学にあたっては本人が必要な医療を継続して受けることが前提であり、そのうえで主治医の意見や治療の状況を踏まえながら、教育機関として必要かつ可能な支援を探っていくことになります。青年期にも多く見られる精神障がいには、具体的には統合失調症、気分障害、不安障害、パニック障害、強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害などがあります。

○統合失調症

幻覚や妄想等の陽性症状、思考の障がいや情動面の不安定さ、不安や睡眠障がい、等を伴うこともある。急性期は、陽性症状が見られますが、その後の経過において、活動性が低下したり感情の表出が乏しくなったりする陰性症状が顕在化することもあります。

○気分障がい

うつ状態（意欲低下、興味や喜びの喪失、自信喪失、希死念慮、睡眠障がい、不安感、易疲労感等）が持続する。うつ状態に加えて躁状態を伴うものは双極性感情障がいと呼ばれます。

○不安障がい

強い不安、動悸、過呼吸発作、手足のしびれ、めまい、意識が遠くなる感じ等が突然出現する「パニック障がい」、対人恐怖が強く支障をきたす「対人恐怖症」、何度も確認しないと落ち着かない、こだわりが強くなる「強迫性障がい」などがあります。

(2) 修学における困難さの例

精神障がいは、障がいの種類によっては行動や言動が特徴的な場合もありますが（統合失調症や強迫性障がいなど）、多くの場合、症状は目に見えず、環境要因によっても困難さの現れ方が異なります。精神障がいに起因する修学や対人関係上のトラブルが起こっても、本人や周囲に精神医学的な知識が乏しく、単純に性格の問題に帰属させてしまい、本人の抱えている苦しみや困難さが正しく認識されないことがあります。さらに、発達障がいがある場合や、いくつかの精神障がいを合併している場合もあり、その鑑別は難しく、何らかの精神障がいの可能性が疑われた時点で、精神科医による適切な診断と治療を受けているかの確認と、受けていない場合は医療につなげることが必要です。また、環境の調整も重要で、ここが教育機関の支援が生きる領域です。精神障がいによる症状を、医療機関において適切な治療を受けて緩和・コントロールしたうえで、教育機関では、症状と付き合いながら修学と両立していく方法を共に模索しつつ、本人の置かれた環境から過剰な負荷がかけられている部分があればそれを把握し、可能な範囲で取り除いたり置き換えていくことが支援となります。

※精神障がいの個別の名称については、医療機関で用いられる診断基準で表記しております。

- 睡眠-覚醒リズムがずれると授業や実習への欠席や遅刻が目立つようになります。
- 情動の不安定さ, 思考力, 記憶力, 集中力の低下を来すことがあり, 物事に意欲的に取組むことや予定どおりに課題を遂行することが難しくなることがあります。
- ゼミ等で, 人前での発言やグループワークでの作業が思うようにできない場合には, 授業や実習を欠席しがちになることもあります。
- 他人との関わりが苦痛に感じる状態になり, ひきこもり気味の生活が続くと, 友人, 教職員, 家族からも連絡が取りにくくなる場合があります。
- 抑うつ気分や気分の不安定さがあると, 些細な出来事や他人の発言に過敏に反応したり被害的な捉え方をしたりしがちになることがあります。

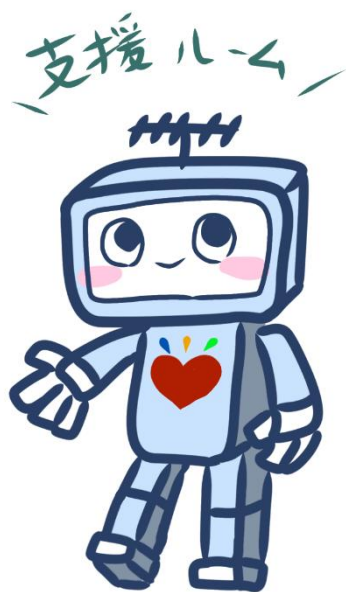
(3) 合理的配慮の例

具体的な配慮内容については, 障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】
■ 頓服薬の必要性がある場合, 服薬と飲水の許可。 ■ 動悸・冷汗・過呼吸等の症状を呈する可能性が高い場合や周囲への影響が避けられない症状(独語, チック等)がある場合, 別室受験許可等	■ 急激に精神症状(強い不安や恐怖等)が生じた場合の服薬や退室許可。 ■ 座席配慮(不安や聴覚過敏に対し静かな席等の確保) ■ 発表が難しい, または指名されると極度に緊張する場合は指名を控え, 個別面談や代替課題等による評価の検討等

(4) 指導上の工夫

- 無理のないスケジュール, 難易度が高い科目は体調回復後に履修, 体調や服薬の影響で午前の早い時間の授業出席が難しい場合は, 履修計画の段階で工夫する等, 相談には丁寧に対応します。
- 病状が悪化し不調が続く場合は, 履修計画の再確認や休学を検討する局面もあります。
- 発達障がいを併せ有する場合, 精神障がいに特化した治療に加えて, 発達障がいの特性を考慮した環境調整と適切な関わりが求められる場合もあります。精神障がいが改善した後は, 発達特性をより重視した支援内容へ移行します。



【障がい学生修学支援ルーム】

◆柏原キャンパス(C6棟2階)

開室時間 8:30～17:15

TEL 072-978-3479

E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆天王寺キャンパス(中央館2階 204 号室)

開室時間 13:00～21:30

TEL 06-6775-6657

E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp